

平成27年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

下田地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

区内でも広い面積と多くの人口を抱える日吉地区を対象エリアとしており、若い世代から高齢世代まで、幅広い対象者を抱えています。学生が多いことから転入転出も多く、地域の中で各世代が交流する機会や場は少ないのが現状です。また、平成25年度の日本老年学的評価研究の調査を踏まえた「地域診断」では「うつや認知症が今後増える」とされました。

長年地域を支えてきたボランティア活動について、従前と変わらず世代交代が進まず、高齢化と担い手不足で活動に困難が生じています。慶應義塾大学等の学生ボランティアに活動の場を提供し、地域にも認識して頂ける働きかけを行いたいと考えています。

自治会町内会においても会長クラスの方々の世代交代が進んでおり、今まで培われてきた地域の仕組みの継承がスムーズな地区と、新たな展開に悩みを抱えている地区や団体が存在します。地域福祉の専門機関として、現状の地域課題を整理・提示しつつ、地域住民の手で解決可能な課題については積極的に行動を起こしていただけるよう支援していく必要があります。

第2期地域福祉保健計画推進の中で立ち上がった地域資源の継続運営に対する支援が必要です。また第3期計画を翌年に控え、かつ法制化された地域ケア会議等地域の方々と協働する作業が多いため、地域の声に耳を傾け前進できるよう支援をしていきます。

昨年度無事に開催できた多世代交流イベント「下田ふれあいまつり（下田町）」が継続できるよう積極的に関与していきます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設の保守管理及び環境維持を定期的・日常的に実施し、公共の財産を良好な状態に維持するよう、適切な管理に努めます。

また、建築物・設備の破損・汚損に対する予防保全に努め、破損・汚損を発見した場合は速やかに回復または保全の措置を行います。

経年劣化への対応として、浴室系統給湯器の更新を予定しています。

イ 効率的な運営への取組について

業務を不断に見直すことで、ムリ・ムラ・ムダを省いて運営を進めます。その他経費節減のため、業務委託契約等について、規程に基づき、見積り合わせや入札の実施を徹底します。

ウ 苦情受付体制について

法人に苦情解決調整委員会およびその第三者委員が設置されており、体制は整っています。今後も、要望・苦情に対し適切に対応するとともに、アンケート等を通じ、利用者の要望等を汲み上げていきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

防犯・防災、その他緊急事態対処のため、マニュアル・チェックリスト等を活用するとともに、定例の内部会議等で随時職員を指導し、意識の喚起に努めます。防災訓練を2回以上実施します。防災備蓄の入れ換え等を、必要に応じて行います。

オ 事故防止への取組について

日々、ヒヤリハットも含めて職員間で情報を共有し、月例の部門別会議や事故防止委員会で復習・対策検討するなどして、事故防止に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法令及び法人の個人情報保護規程に基づいて適切に対応するとともに、内部の諸会議等の機会を活用して、随時、職員の意識啓発に努めます。

キ 情報公開への取組について

法人・施設広報紙や、運営協議会において、地域への情報公開に努めます。また、介護サービス情報の公表、事業報告・計画の区役所HPでの公表等、所定の制度に対応します。

ク 環境等への配慮及び取組について

横浜市のごみ減量化・資源化の取り組みに積極的に対応します。省エネルギーに関しても、当施設の建物には、夜間電力利用や熱交換のシステム、センサー水栓等が設置されているので、それらを適切に活用し、また、日常業務を不断に見直す中でムダを省いていきます。

ボランティアの協力で、引き続き、施設緑化に取り組み、そのためのボランティア活動支援に力を注ぎます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

看護師 1人
社会福祉士 1人
主任ケアマネジャー 1人
ケアマネジャー 3人（常勤兼務1・非常勤2）

《目標》

「二次予防対象者」の介護予防ケアマネジメントと同じく、サービス利用者が、いつまでにどのような生活行為ができるようになるのか具体的な目標を明確にしつつ、総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、介護予防サービスの提供を確保し、目標達成状況に応じて計画の必要な見直しを行います。このサイクルにより「二次予防対象者」から要支援者に至るまでの連続的で一貫したケアマネジメントを実現します。

その際には、医療サービスとの連携に充分配慮します。また、インフォーマルサービスの情報を積極的に取り入れ、介護予防サービス計画に反映させます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

介護予防支援業務専従のケアマネジャーが、他の職種と連携を取りながら、中心になって進めます。

介護保険サービスに偏らず、インフォーマルサービスの併用をお勧めしています。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
240	242	244	246	248	250
10月	11月	12月	1月	2月	3月
252	254	256	258	260	262

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員 4人（常勤専従2・常勤兼務2）

《目標》

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標として、居宅サービス計画を作成し、サービスを総合的かつ効率的に提供するための連絡調整を行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

ケアマネジャーは全員、資格更新を終えたベテランです。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
95	95	95	95	95	95
10月	11月	12月	1月	2月	3月
95	95	95	95	95	95

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護
- 送迎・入浴・食事・レクリエーション・リハビリ等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分（サービス提供体制加算Ⅱ・中重度者ケア体制加算を含む）

（要介護1）	758円/回
（要介護2）	886
（要介護3）	1,018
（要介護4）	1,150
（要介護5）	1,281

- 認知症加算1割負担分 65円/回
- 入浴加算1割負担分 54円/回

- 食費負担 750円/食

- 通常の事業実施地域を越えて送迎を行う場合の交通費

越えて1km（道程）まで片道	100円
2kmまで	200円
4kmまで	300円
4km超	400円

- 特別な行事等に係る経費については、事前に説明した上で、希望者にご負担いただきます。

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9:15 ~ 16:20

《職員体制》

生活相談員兼介護職員	5人	看護職員	4人
介護職員	21人	運転手	8人

《目標》

利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し、必要に応じて、介護方法等について助言します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

和やかでのんびりした雰囲気です。楽しみながら長く通っていただくことが、要介護状態の維持（悪化防止）につながると考えています。

季節の行事や、寿司バイキング・松花堂弁当等の特別メニューをご提供します。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
790	820	790	820	820	790
10月	11月	12月	1月	2月	3月
820	790	740	740	740	820

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護
- 送迎・入浴・食事・レクリエーション・リハビリ等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 基本料 1 割負担分（サービス提供体制加算Ⅱを含む）
（要支援 1） 1, 792 円／月
（要支援 2） 3, 672
- 運動器機能向上加算 1 割負担分 242 円／月
- 食費負担 750 円／食
- 通常の事業実施地域を越えて送迎を行う場合の交通費

越えて 1 km（道程）まで片道	100 円
2 km まで	200 円
4 km まで	300 円
4 km 超	400 円

- 特別な行事等に係る経費については、事前に説明した上で、希望者にご負担いただきます。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:15 ~ 16:20

《職員体制》

生活相談員兼介護職員 5 人 看護職員 4 人
介護職員 21 人 運転手 8 人

《目標》

利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し、必要に応じて、介護方法等について助言します。

《その他（特徴的な取組、PR 等）》

和やかでのんびりした雰囲気です。楽しみながら長く通っていただくことが、要支援状態の維持改善につながると考えています。

季節の行事や、寿司バイキング・松花堂弁当等の特別メニューをご提供します。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
10	10	10	10	10	10
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
10	10	10	10	10	10

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

高齢者分野に関しては、地域活動交流と地域包括支援センターが密に情報交換を行うことで、引き続き、サロン等事業と相談の相互引き継ぎを行っていきます。

子育て・児童分野、障がい児者分野に関しては、地域活動交流が主となり、区事業の「赤ちゃん会」「子育て支援者相談」「こうほく☆なつとも」や自主事業「子育てサロンすてっぷ」「パパの育児教室（区共催）」「親子学級イルカ」「こうほく☆からふる（区内プラザ共催）」を開催し、参加者の交流を促す支援をし、相談があった際に適切な機関を紹介します。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

例年同様に、地域活動交流・地域包括支援センター協働で多くの自主事業（自立高齢者ミニデイ・独居高齢者食事会等）を開催し、情報の共有を図ります。

各関係機関の定例会（地区社会福祉協議会ボランティア部会や地区民生委員児童委員協議会、各町地域ケア連絡会）に参加し、その場で得た情報を所内で共有します。

法制化された地域ケア会議の運営にも地域活動交流・地域包括支援センターの連携は欠かせません。日吉本町地域ケアプラザの4職種及び所長も交えて地域の方々の理解を促し、地域包括ケアシステムの実現に向けて働きかけていきます。

3 職員体制・育成

それぞれの事業の人員基準を充足、または超えて、職員を配置しています。

- 所長：常勤 1
- 地域活動交流：常勤 1（コーディネーター）
非常勤 4（サブコーディネーター）
- 地域包括支援センター：常勤 4（社会福祉士・看護師・主任ケアマネジャー・ケアマネジャー（兼務））
非常勤 2（ケアマネジャー）
- 通所介護：常勤 5（生活相談員兼介護職員）
非常勤 3 3（看護職員・介護職員・運転手） * 厨房は委託
- 居宅介護支援：常勤 3（ケアマネジャー うち 1 名兼務）
- 事務：常勤 1・非常勤 1

どの事業についても、外部研修へ積極的に派遣するとともに、同法人のケアプラザとの定例連絡会議等を活用して、制度・法規の確認や相互研鑽を不断に行います。

4 地域福祉のネットワーク構築

区役所・区社会福祉協議会との連携はもとより、地域福祉保健計画推進の中心を担う「日吉地区社会福祉協議会」の活動に主体的に関与し、地区社協の下に集う各種団体の諸活動から連携が生まれるよう助言等を行います。また地区社協主催の地域福祉実践活動発表会「光と活力」の開催にも積極的に関わります。

今年度は第2期計画の推進と第3期計画の立案を同時に進行する難しい年であり、法制化された地域ケア会議など、例年以上に地域の方と協議を重ねる必要があります。

できるだけ内容情報を整理し、地域の方々が自ら活動できるよう地域からの声に耳を傾け、丁寧に対応していきます。

また、諸団体との情報交換をもとに、各団体同士の交流が活発化するよう、ニーズ等の調整を行います。

5 区行政との協働

区の運営方針や重要課題に沿って、定例の会議や随時の連絡で区職員と協働しながら取り組みます。今年度も引き続き、こうほく☆なつとも（障がい児）・パパの育児教室（子育て）等を区と共催するとともに、地域人材とも協力しながら元気づくりステーション（高齢者）の継続的運営を支援していきます。

日吉地区地域福祉保健計画の推進を、区役所・区社会福祉協議会と協働で支援します。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域福祉のネットワークや相談業務、ケアプラザ事業参加者へのアンケート等を通して課題を把握するとともに、貸館利用団体や地域のインフォーマル活動については、日々の利用・活動時に日常的なヒアリングを行い、活動や参加者・利用者の現状確認を行います。

広報紙を毎月平均約3700部発行、各事業チラシを随時発行し、自治会町内会の班回覧や、関係機関窓口での配布、ケアプラザ独自のPRボックスを活用して、さまざまな情報を地域に周知します。

また、日吉地区地域ケア連絡会発行の広報紙作成を支援し、日吉地区内の自治会町内会員全戸配布にて活動を周知します。さらに法人HPやケアプラザブログ、市のHP、近隣自治会町内会HPへの情報掲載を行い、内容を随時更新します。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

地区内での定期的な地域福祉保健活動を行う諸団体には、より優先的に貸館確保を行います。

既に貸館を利用している団体が、福祉保健活動をしている実感が持てるよう、貸館利用団体と共催できる企画を実施していきます。

さらに、利用率の少ない部屋や時間帯を把握し、利用に発展するような地域の福祉保健団体の発掘を心がけます。

3 自主企画事業

高齢者分野に関しては、今まで作り上げてきた「介護予防自主グループ」の活動継続を支援していきます。また、各団体が取り組まれている内容を発表できる場が増えるよう調整していきます。

子育て分野に関しては、パパの育児教室、親子学級イルカ、子育てサロンすてっぷ等を開催することで、育児歴の浅い親とその子が仲間づくりできる環境を提供していきます。また利用機会が多くない小学生とその親御さんに対して事業実施することで、幅広い年代の方の利用及び周知を図っていきます。

障がい児者分野に関しては、区内北部地域ケアプラザとの共催事業を充実させつつ、事業を通して関係機関や当事者・家族との接点を多く持ち、その中から独自の課題・ニーズ整理を行い、支援事業に発展させていきます。港北区生活支援センターと共催し精神サロンを定期開催していきます。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

事業に協力して下さるボランティア及び、今までの自主事業や受託事業から立ち上がった自主（自助）グループを支えて下さっているボランティアの活動を、メンバー補充のためのPRや、相談助言によって支援します。また、それらのボランティアの懇談会を実施して、交流を促進し、意見等を把握します。

さらにボランティア懇談会だけでなく、日々活動をされている方々の意見を定期的に聞き取り、ボランティア個々の活動へのモチベーションの維持に寄与したいと考えております。

新規の活動希望者の相談に随時対応して適切な活動の場につなぐとともに、テーマ別での活動をコーディネートする必要性を感じており、その必要性に合わせた自主事業（ボランティア講座）の実施に向けて検討します。

旧くから組織的活動に取り組んでいる日吉地区社会福祉協議会ボランティア部会の定例会に参加し、情報提供等を通して人材確保・育成活動を支援し、ボランティアサービスニーズを把握した場合は迅速につなげてコーディネートを依頼します。

地域人材をボランティア活動に結びつけるため、定期的なボランティア活動の呼びかけを行います。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

地域の身近な相談窓口として、高齢者の生活を支援するための幅広い相談に応じ、必要な援助を行います。

来所相談のほか、必要に応じて適宜自宅や病院等へ出向いて相談をお受けします。地域の福祉保健関係者からの相談や同行訪問なども随時対応します。

自主事業開催時や、広報等を通じて、ケアプラザの相談機能について説明し、気軽に相談できることを定期的に発信していきます。

地域包括支援ネットワークの構築

区職員や自治会町内会・民生委員、ボランティア団体等と、定期的に情報交換を実施し、「顔の見える関係・連携しやすい環境」を構築し、制度の周知や介護予防事業の情報発信なども継続します。

毎年行われる「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」については、区役所・民生委員と協働し地域の高齢者の実態把握を行い、連携した支援を続けていけるよう努めます。

実態把握

前述の「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」は、これまで地域包括支援センターが把握していない方を把握する機会となっています。今年度も区役所・民生委員と連携して地域の高齢者の実態把握と、今後も継続的フォローが必要な方の情報共有を行います。また、関わりが困難なケースに関しては協働して見守りを行います。

相談のデータベース入力を継続し、相談者属性や内容などの把握に努め、次回フォロー時期を逃さないよう留意した支援を行います。相談内容や地域での課題についても傾向を分析し、地域啓発の根拠としていきます。

2 権利擁護

権利擁護

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及・啓発を、自主事業や広報等にて定期的に発信していきます。

また、ケアマネジャーを中心に介護保険事業者から相談が来た際には、面談・同行訪問等で状況を把握し、制度や手続きの説明等の支援を行います。申立人の確保が難しい場合などは、必要に応じて区と連携し区長申立に結び付けていきます。

成年後見制度が必要なケースが順調に手続や支援につながっていくよう、支援者間での連携推進を目的に、区主催の成年後見サポートネットに参加し他専門職と顔の見える関係を構築します。市民後見の普及についても、区役所と協働して啓発や支援に努めます。

悪徳商法・振り込め詐欺被害等については、地域との会合や専門職との連絡会の場等で、最近の被害情報や対応方法を共有し、必要に応じて消費生活総合センターへの相談を勧める等助言を行います。

高齢者虐待

高齢者虐待については、発見者が安心して相談機関に通報できる環境づくりを目指して取り組みます。窓口での掲示物やパンフレットでの啓発を継続し、地域の関係団体の会議等で、虐待の相談事例など情報提供を行い「身近に起こり得るもの」としての理解や通報時の連携などの協力を求めています。

相談対応については、引き続き区役所やケアマネジャー、介護サービス事業所等との同行訪問やカンファレンス開催、家族面談の支援、見守りと評価の継続など、連携して対応していきます。

港北区高齢者虐待防止事業に区役所や区内地域包括支援センターと共に参画します。昨年度に作成した「高齢者虐待防止事業ハンドブック」の配布・周知や研修会の開催等、地域住民・ケアマネジャー・介護サービス事業所・福祉保健関係者への啓発を継続します。

ピアカウンセリングや介護情報の共有等、介護者支援を目的に、「介護者のつどい」を毎月開催します。

認知症

「港北区認知症連絡会」（年3回）に参加し、区役所・警察・地域包括支援センターの間での徘徊高齢者の発見・保護のためのシステム「港北かえるネット」の取り組みや、地域での認知症ケア支援について情報交換を行います。

「港北かえるネット」の周知と認知症の理解・協力者を地域に増やすことを目的に「認知症サポーター養成講座」の企画・開催を行います（地域住民・福祉保健関係者・近隣の企業向け）。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

ケアプラザでの健康講座や介護予防教室への参加者・窓口の相談者等に情報提供を行い、適宜チェックリストを実施しながら対象者の把握を行います。また、チェックリスト実施者に対しては、半年～1年ごとの実施の大切さを説明（前回と比較することで注意点が解る）するとともに、チェック用紙をケアプラザ内のレターラックに入れておき、手に取りやすい状況・気軽にチェックができる状況にします。

地域の諸団体の定例会へ出席しケアプラザの情報を提供するとともに、日ごろからの情報交換を密にして対象者を把握していきます。

また、認定を受けられなかった人や、更新を行わなかった人・今までの旧特定高齢者・亡くなった旧利用者の遺族（利用者の死去に伴い独居になった等で、ケアマネジャーから見守りを依頼される）などに定期的に連絡を入れるとともに、必要時にチェックリストを行い、前回と比しての機能低下の有無を把握して、介護予防教室や訪問指導などの情報提供を行い、継続的支援をします。

介護予防ケアマネジメント力

地域包括支援センターの他職種と連携して、該当相談者や家族などに情報を提供し、介護予防の必要性や生活機能に関する問題を意識できるように、総合的に把握・評価を行い、必要な相談・助言をしていきます。また、生活上の課題を抱えている対象者に対し、「今後も地域で生活していくために、どのようにしたいか」「どのようになれば生活を楽しめるか」等を一緒に考え、本人の生活に沿った実現可能な目標に向かって、できない事を補うのではなくて、本人の行動変容に繋がる自己効力感を認識できる関わりを持てるように支援していきます。また、目標達成するための本人の意欲を高めるとともに、環境を整え問題の障害となっている事を解決できるよう、具体的な取り組みをしていきます。生活機能の低下の背景や原因を分析、課題を明らかにして悪循環から好循環への転換を目指します。

ケアプラザのサークル参加者や参加を止めてしまった人・気になる人等の情報交換を地域活動交流部門とするとともに、必要に応じて訪問や相談・助言をしながらその人に合った支援をしていきます。

介護予防支援の委託ケースにおいては、半年ごとの担当者会議に積極的に参加することや、毎月の給付管理用紙でのコメント欄を確認することで状況把握に努めます。また、引き続き介護予防プログラムや自主事業（体操教室等）などの情報をケアマネジャー等に提供し、気になる家族やサービス未利用者の参加を促し、閉じこもり予防や異常の発見・見守り体制の構築を図ります。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域の関係会議（民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会ボランティア部会・地域ケア連絡会など）、イベント（高齢者食事会・お茶のみサロンなど）に地域包括支援センター・地域活動交流部門の担当で連携して参加し、制度・事業の情報提供や地域の課題についての意見交換を行います。関係団体（自治会町内会・ボランティア会・サークルなど）からの要望に応じて「ミニ講座（講師の派遣・調整の協力）」や「地域包括支援センター職員・地域のケアマネジャーとの意見交換」を今年度も積極的に行います。

地域の情報収集・発信の取り組みとして、区内の地域包括支援センター合同で「港北区インフォーマル情報」冊子を更新・発行し、区内の居宅介護支援事業所に配布します（相談窓口でも活用あり）。

医療・介護の連携推進支援

区内地域包括支援センター合同で「港北区高齢者支援ネットワーク」への参画を継続します。「顔の見える、連携しやすい関係の構築」から「どのような社会資源や条件があれば望み通り地域で暮らすことができるのか」が課題に上るなど取り組みも進んでいます。今年度は事例検討を通しての課題の発見・共有を目標に研修会を3回開催する予定です。

単館での取り組みとして、ケアプラザ協力医による「医療連携支援事業」を継続し、地域のケアマネジャーからの相談に対応します。

ケアマネジャー支援

ケアマネジャーからの相談はエリアを問わず随時対応します。支援困難事例への対応等、必要に応じて区役所の地区担当職員と連携して対応します。相談対応や同行訪問、カンファレンスの開催・出席などの協力を行います。制度情報の問い合わせについては市の通知やリーフレットなど、文書で回答できるよう情報収集を行います。また、区内地域包括支援センター合同で編集・発行する「インフォーマル情報」「通所事業所アピールシート」「訪問看護アピールシート」等、地域情報の収集・提供を行います。

このほかケアマネジャー向けに「地域ケアカンファレンス」事業を継続し、ケアマネジメント業務に必要な知識・技術の向上や多職種での連携支援を目指した研修を開催します（区内地域包括支援センター合同で、5・6・10・12・2月に開催予定）。

経験年数1年未満のケアマネジャーを対象にした「新任ケアマネジャー研修会・懇談会」も区内地域包括支援センター合同で年度内に2回実施予定です。

エリア内の居宅介護支援事業所を対象に「事例検討会」を年2回開催し、ケアマネジャー同士でお互いの視点を学び、意見交換や連携しやすい関係づくりを目指します。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

「港北区高齢者支援ネットワーク（参加団体：区役所・医師会・歯科医師会・薬剤師会・港北事業者連絡会ガンバ港北・港北区訪問看護連絡会・区内地域包括支援センター）」の活動を通して、介護・医療・行政の現場での課題を話し合い、連携推進に向けた取り組みを行います。平成27年度は6/25・10/22・2/25に参加団体に向けた研修会を開催予定です（仮テーマとして「終末期の医療と介護~どのような支援があれば希望通りの終末を過ごせるか~」を予定）。

このほか、前述の「地域ケアカンファレンス」の中で訪問看護事業所連絡会との懇談会（6月）を企画します。これに合わせて「訪問看護事業所アピールシート」冊子を作成予定です（区内地域包括支援センター合同で発行）。

また、港北事業者連絡会「ガンバ港北」との連携を継続します（役員会および定例会に区主任ケアマネジャー連絡会より担当者を派遣。年度内に合同研修を9月・3月に開催予定）。

介護予防事業

介護予防事業

27年度は、10月に日吉本町・高田地域ケアプラザと合同で「いきいき会館」を会場にロコモ予防講座を開催する予定です。運動とともに口腔や栄養の情報提供を考えています。また、今年度はケアプラザから地域に出て、介護予防の普及啓発を行っています。公団住宅で行われている「サロン」での介護予防教室（ロコモ予防・栄養・口腔）を、運営されているボランティア会とともに開催します。7月には日本家屋を会場にして、畳の上での体操を中心に縁側や上がり框の上り下りの方法や飛び石の歩き方など、ロコモ予防体操と合わせて実施します。その他、口腔・栄養・認知症予防等これからも自宅で暮らしていく知識の提供を合わせて行っていきます。

また、介護保険サービス事業所とともに月1回のペースで、ロコモ予防やストレッチ体操、日常生活に必要な介護予防の情報を提供し、地域で支えあう仲間作りの一手段としてまいります。

元気づくりステーションについては、継続していけるよう適宜、相談助言などのほか、体力測定を実施して、運動の効果が見て解るような工夫をするなど、これからも後方支援をしていきます。

この他、健康講座や出張講座等、積極的に介護予防情報の提供をしていきます。

その他

平成27年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名:横浜市下田地域ケアプラザ

平成27年4月1日～平成28年3月31日

(単位:千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料等収入	18,915	23,243	149				
	介護保険収入				11,200	15,300	77,586	4,080
	その他							
	利用料						8,624	450
	利用者食事代						6,960	600
	認定調査委託料					200		
	雑収入等						2,200	
	収入合計(A)	18,915	23,243	149	11,200	15,500	100,500	
支出	人件費	10,500	18,540		8,620	12,750	68,550	
	事務費	1,807	360		470	1,310	4,198	
	事業費	1,146	926	149		40	8,969	
	管理費	3,903	1,036				16,761	
	その他							
	施設使用料相当額						3,990	
	消費税	855						
	指定額	515	882					
	介護予防委託料				3,200			
	その他の支出						3,000	
	支出合計(B)	18,726	21,744	149	12,290	14,100	105,468	
	収支 (A) - (B)	189	1,499	0	-1,090	1,400	-4,968	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。